　0701-00-01



一般社団法人日本原子力学会

教育委員会構成に関する細則

平成28年8月18日　第1回教育委員会承認

（目的）

第１条　本細則は，教育委員会規程（0701）第３条に関連し，教育委員会の運営が適切におこなわれることを目指して，委員及び幹事の選任の考え方について，教育委員会内の了解事項として定めるものである。

（本了解事項の位置づけ）

第２条　年に一度学会理事が選任され，それに応じて各委員会の構成が変わる。各委員会の委員長，副委員長の指名や委員の委嘱の権限は会長に属するが，本了解事項は，その時期に，旧教育委員会の委員長が新教育委員会の構成について会長に進言するために用意するものである。

（基本的考え方）

第３条　教育委員会規程第２条の委員会任務を適切に推進するためには，以下が必要と認識する。

* 委員および幹事が，原子力教育に関係する主要な機関あるいはグループから適切なバランスで選任されていること。
* 委員会および幹事会が，その運営にとって効率的な人数で構成されていること。

（委員会，幹事会構成の目安）

第４条　委員会および幹事会はおおむね以下のような機関あるいはグループからの参加者で構成することとする。ただし，これらの参加者は機関あるいはグループの代表者ではなく，そうした機関あるいはグループで原子力教育に関する知識・経験を得た個人として参加するものとする。以下，＊は幹事会参加者とする。

* 委員長（＊）
* 副委員長（＊）
* 教員協議会　1名（＊）
* その他大学　3名程度
* JAEA 　1名（＊）
* 産業界　4名程度（うち1名＊）
* 委員会下のワーキンググループ主査　各1名（＊）
* 男女共同参画委員会　1名
* SNW　1名
* YGN　1名
* 技術士会（原子力・放射線部会）　1名
* その他　1名程度

（委員の選任）

第５条　委員長および副委員長については，会長に一任する。

２　委員については，旧教育委員会委員長は，新教育委員会の発足に先立って，上述の目安に沿って適切な委員および幹事をノミネートし，会長に進言することとする。

（特別委員の選任）

第６条　特別委員については，担当副会長のほか，総務，財務，部会運営，編集，企画の担当理事各1名を目安とし，その人選は会長に一任する。

（改定）

第７条　本細則の改定は，教育委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成22年7月28日　第1回教育委員会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 内規を細則に変更　平成28年8月18日　第1回教育委員会承認，平成28年11月30日　第5回理事会報告

附則

１　平成28年8月18日改定の細則は，教育委員会承認の日から施行する。